

「高額かつ長期」についての御案内

平成 27 年 1 月 1 日以降に支給認定を受けた方(受給者証の色が薄緑色の方)で、月ごとの医療費が下記の基準を満たしている場合、月額自己負担上限額が軽減されます。

高額かつ長期の基準

高額かつ長期の申請を行う月から過去 12 か月の間(ただし支給認定以後に限る)に、指定難病にかかった医療費の総額(10 割分)が 50,000 円を超える月が 6 か月以上あること

- ※ 医療費の総額(10 割分)とは、自己負担額ではありません。
(保険点数×10 円が医療費の総額となります。)
- ※ 算定の対象となるのは、指定難病にかかる医療費のみで、入院時の食事療養費・生活療養費は除きます。
- ※ (例) 平成 27 年 2 月から受給していて、8 月に高額かつ長期として申請を行う場合

○ … 50,000 円を超えている × … 50,000 円を超えていない

受診年月	H27						
	2	3	4	5	6	7	8
金額	○	○	○	○	○	×	○

平成 27 年 2 月～平成 27 年 8 月の間に 50,000 円を超える月が 6 か月以上ある必要があります

申請方法

「特定医療費(指定難病)証明書(様式第 10 号)」(医療機関で記入)を提出してください。

- ※ 各保健福祉事務所に備え付けています。県ホームページからも取得できます。
- ※ 認定された場合、申請をした翌月 1 日から月額自己負担上限額が軽減されます。

階層区分	基準	一般	高額かつ長期	人工呼吸器等装着者
生活保護	—	0	0	0
低所得Ⅰ	市町村民税 本人年収 80 万円以下	2,500	2,500	1,000
低所得Ⅱ	市町村民税非課税 本人年収 80 万円を超える	5,000	5,000	
一般所得Ⅰ	市町村民税 約 7.1 万円未満	10,000	5,000	
一般所得Ⅱ	市町村民税 7.1 万円以上 25.1 万円未満	20,000	10,000	
上位所得	市町村民税 約 25.1 万円以上	30,000	20,000	